

虐待かも…と思ったらすぐに電話を「189(いちはやく)」

問 市家庭児童相談室 (Tel64-1566)

虐待を受けている子どもは、自分で解決することができず、周りに助けを求めています。「泣き声通報」など子どもからのサインを見逃さず、虐待を疑う時はすぐに連絡ください。通報者や通報内容の秘密は守られます。

体罰によらない子育てを

しつけのためでも、体に苦痛や不快感を意図的に与えることは「体罰」です。子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長や発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。

子どもを虐待から守るために

被害を受けている子どもや虐待してしまう保護者からの相談も受け付けています。一人で抱え込まず相談ください。

通報先

- ▷ 全国共通3桁ダイヤル = ☎189(24時間対応)
- ▷ 大牟田児童相談所 = ☎54-2344

児童虐待の例

- ①身体的虐待
 - ・暴力を振るう・外傷を負わせる・戸外へ閉め出す
- ②性的虐待
 - ・子どもへの性的行為・性器や性的行為を見せる
 - ・ポルノグラフィの被写体にする
- ③ネグレクト
 - ・適切な衣食住の世話をしない
 - ・重い病気やケガでも病院に連れて行かない
 - ・他人が子どもに暴力を振るうことを無視する
- ④心理的虐待
 - ・脅す、暴言を吐く・無視する
 - ・子どもの前で家族に暴力を振るう (DV など)

消防署からのお知らせ「ふれあい119」

問 市消防本部 予防課 予防係 (Tel62-5993)

秋季全国火災予防運動

11月9日(木)から15日(水)は秋季全国火災予防運動期間です。11月9日(木)7時と19時の2回、火災予防意識喚起のためサイレンを吹鳴します。火災と間違われなようにお願いします。

▷ みやま市消防団秋季消防演習

- 日時 11月5日(日) 9時～
- 場所 旧保健医療経営大学周辺

※ 訓練終了後に消防車両による秋季火災予防運動広報パレードを実施します。

エアゾール式簡易消火具は廃棄してください

ヤマトプロテック株式会社製エアゾール式簡易消火具の一部で製造工程上の不具合が原因による、「大きな音を伴った破裂事故など」が発生しています。下記の商品を持っている人は自主回収または廃棄処分をお願いします。

- ▶ ヤマトボーイKT ▶ FMボーイk



消防に関する通報・問い合わせなど

▷ 火災・救急・救助の通報 (☎119)

▷ 火災情報などの案内 (☎050-1807-4070)

※ コミュニティ無線の火災広報内容は、電話(☎63-6355)でも聞くことができます。

▷ 火災情報メール配信

火災発生情報をメールでお知らせします。利用の際は、事前の登録が必要です。



現在、可燃ごみとして出されるものの多くは、分別すればリサイクルすることができます。市では、資源物のリサイクルを推進するため、紙類・衣類の常設回収ボックスを市内15か所に設置しています。24時間365日、いつでも利用することができます。資源物のリサイクルにご協力をお願いします。



▲ 市役所本庁に設置されているたからばこ

捨てればごみ。分ければ資源

資源ごみ回収ボックス「たからばこ」



問 環境衛生課 環境衛生係 (Tel64-1521)

回収できるもの

▶ 衣類(洋服、和服、タオル類、毛布)

汚れたり、濡れるのを防ぐため、中身が見える透明な袋に入れてください。汚れや破れのひどいものは燃やすごみで出してください。



▶ 紙類、雑誌、段ボール、紙パック

素材ごとに分けて、それぞれまとめて出してください。紙パックは内側が白のものと銀のものと分けてください。



※ たからばこ内は、品目ごとに分けて置いてください。

回収できないもの

▶ 布団、カーペット・マット類



粗大ごみ

▶ 靴、梱包材



燃やすごみ

※ これらがたからばこに入っていることが非常に多く、処理に困っています。分別にご協力をお願いします。

▶ たからばこ設置場所 ※住んでいる校区に設置されているものを利用してください。

瀬高

- ・旧上庄小グラウンド北東(上庄)
- ・市役所本庁別館前(下庄)
- ・消防団本郷分団横(本郷)
- ・東津留公民館駐車場(南)
- ・舞ハウス(大江)
- ・くすのき館駐車場(水上)
- ・清水公民館駐車場(清水)

高田

- ・旧JA江浦支所跡地(江浦)
- ・市役所高田支所(二川)
- ・高田体育館(岩田)
- ・旧JA開支所跡地(開)
- ・旧JA飯江支所跡地(飯江)
- ・旧竹海小学校入口(竹海)

山川

- ・ルフラン北側駐車場(山川南部)
- ・市役所山川支所(山川東部)



11月11日は介護の日。ご存知ですか「ノーリフティングケア」



問 介護支援課 介護保険係 (Tel64-1555)

介護についての理解と認識を深め、介護に関わる全ての人を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、『いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう』を念頭に、国は11月11日を「介護の日」としています。

「ノーリフティングケア」とは

持ち上げ・抱え上げ・引きずりなどのケアを廃止し、リフトなどの福祉用具を積極的に使うなど、介護をする際の身体に負担がかかる作業を見直すものです。介護者の腰痛の減少だけでなく、ケアの質の向上や業務改善など、介護する側だけでなく、介護される側にとっても安全安心なケアです。市内の介護施設では、福岡県が実施している「ノーリフティングケア普及促進事業」にモデル施設として取り組んでいます。



介護について、あなたはこう考えていませんか

□介護や看護はすべて人の手でやるべきだ
力任せの移乗介助は、介助される側に不安や痛みが生じて全身がこわばったり、皮下出血や皮膚がむける原因になることもあります。また、介助される人のできることを阻害し、自立度の低下につながったり、「きついことをやってもらって申し訳ない」という負い目から、精神的負担を感じさせることにもなります。

□介護される側の環境を整えるのが一番で、介護する側は二の次だ

介助する人が安全でなければ、介助される人にとっても安全安心な介護はできません。周りを見てみると、配線コードなどが足元にあたり、よく使うものが低い位置にありませんか？身体への負担はいたるところに潜んでいます。できることから見直してみましょう。

資産等報告書の審査結果報告

問 秘書広報課 秘書広報係 (Tel64-1501)、議会事務局 議会事務局係 (Tel64-1541)

みやま市政治倫理審査会による、市長、副市長、教育長、市議会議員とその配偶者に関する「令和5年度資産等報告書」の審査が行われ、10月13日に審査会の野田将永会長から市長に審査報告書が提出されました。資産等報告書と審査報告書は、秘書広報課(市長・副市長・教育長分)、議会事務局(市議会議員分)で閲覧できます。

審査会の審査方法

審査会では、10月3日と13日に、提出された資産等報告書の内容(1月1日現在の資産、地位および肩書並びに前年の収入および税などの納付状況)について、政治倫理条例の規定に基づき、添付資料の照合作業や報告書への記載漏れがないかなどの形式的審査が行われました。また、前年との比較対照を行い、資産の増減についても審査されました。

審査結果・審査意見

審査の結果、大きな問題点はなく、今後継続して調査を要するような疑義は無いと判断されました。審査意見としては、審査の公平性および正確性の観点から、報告すべき事項を確実に把握するとともに、報告書への記入は、誤記や記載漏れがないよう正確を期し、さらに必要書類についても添付するよう、今後も十分注意を払う必要があるなどの意見が挙げられました。

ひとり親の養育費確保を支援します



問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

養育費は、家庭の安心できる暮らしやお子さんの未来のために大切なものです。養育費を確実に受け取れるよう、養育費の取り決めを結ぶために必要な経費を補助します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

公正証書等作成支援

養育費についての公正証書の作成費用や、家庭裁判所での調停に必要な収入印紙代などを補助します。

- 補助対象
公正証書を作成する公証人の手数料や家庭裁判所での調停、裁判に必要な収入印紙代など
- 補助額 上限3万円

養育費保証支援

養育費の未払いが生じても確実に受け取れるよう、保証会社と契約を結ぶときの費用を補助します。

- 補助対象
保証会社と養育費保証契約を締結するときに、保証料として本人が負担した費用
- 補助額 上限5万円

後期高齢者医療の医療費通知を発送します



問 健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)、県後期高齢者医療広域連合 (Tel092-651-3111)

県後期高齢者医療広域連合は、健康や医療に対する認識を深めていただくことを目的に年3回医療費通知を発行しています。圧着はがきで送付し、受診件数が多い場合は2通以上にまたがる場合があります。

確定申告の医療費控除に利用できます

医療費通知は、確定申告の医療費控除の明細書として添付できます。医療費通知に記載がないものは、領収書に基づいて内容を追記してください。

■ 送付時期

受診月	送付時期
4月～7月	11月末
8月～11月	令和6年2月中旬
12月～令和6年3月	令和6年7月末

国民年金保険料控除証明書が発送されます



問 大牟田年金事務所 (Tel52-5294)

▲日本年金機構 ▲電子データ利用

日本年金機構から、対象者に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際に使用してください。e-Taxで利用できる電子データの交付も行っています。登録方法など、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

■ ねんきん加入者ダイヤル (Tel0570-003-004)

電子送付以外の相談は、上記ダイヤルでも受け付けています。050ではじまる電話は、03-6630-2525にかけてください。受付時間は下記のとおりです。
▷月曜～金曜 = 8時30分～19時
▷第2土曜 = 9時30分～16時
※第2土曜以外の休日・祝日、年末年始を除く。

■ 送付時期

国民年金保険料の納付時期	送付時期
1月1日～10月2日に納付	10月下旬～11月上旬
10月3日～12月31日に初めて納付	令和6年2月上旬